

健康保険時報

2026年2月 No.181(臨時号)

慶應義塾健康保険組合の財政安定化に向けた 2026年度の取り組み

1. 健康保険料率の引き上げ

健康保険料率は2023年度に6.9%から8.24%へ引き上げましたが、その後も法定給付費(主に医療費)や拠出金(後期高齢者支援金、前期高齢者納付金等)の増加により、当健保組合の財政は再び厳しい状況にあります。

このため、2025年11月27日開催の組合会において、2026年度の健康保険料率を現行の**8.24%から9.34%(予定)**へ引き上げることが承認されました。

正式な健康保険料率の決定は、2026年2月開催予定の組合会で行い、改めてお知らせいたします。

なお、介護保険料は変更せず、据え置く予定です。



2. 保健事業の強化

保険料率(予定)は2025年11月組合会時点の仮数値です。2026年2月24日組合会で決定する正式な保険料率をご確認ください。

保険料率のさらなる引き上げを避けるため、事業主と協力し、医療費や拠出金の削減につながる健康促進事業に注力してまいります。

組合員の皆さまが受診している各種健康診断は、ご自身の健康状態を把握し、重症化予防につながるほか、健診時に実施される特定健診(メタボリックシンドロームに着目した健診)の結果に基づき対象者に提供される特定保健指導は、翌年度の後期高齢者支援金に加算または減算されるため、拠出金減額の大きな鍵となっています。

「特定健診の実施率」「特定保健指導の実施率」「メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率」は、拠出金に影響しますので、**事業主と当健保組合が提供する健康診断(教職員健診・特定健診)は必ず受診し、特定保健指導は必ず完了いただき、心身の健康促進にご協力をお願いいたします。**

また、財政健全化を見据え、当健保組合が提供する福利厚生支援(テニスコートや保養所の運営、福利厚生倶楽部(リロクラブ)等)については、事業主とともに、より良い福利厚生のあり方を検討してまいります。

3. 付加給付金制度の見直し

付加給付金制度は各健康保険組合独自の給付で、厚生労働省が示す「健康保険組合事業運営基準」および「健康保険組合事業運営指針」により、組合の財政状況や、受診する方としない方の負担の均衡などを十分に勘案したうえで実施することとされています。近年の財政状況を踏まえ、2025年11月27日開催の組合会において、2026年度から以下の見直しが承認されました。

- 一部負担還元金、合算高額療養費付加金、訪問看護療養付加金、家族療養付加金、家族訪問看護療養付加金の**自己負担限度額を25,000円から30,000円(予定)**に引き上げ
- 不支給基準額を100円未満から1,000円未満(予定)**に変更

正式な決定は、2026年2月開催予定の組合会で行い、改めてお知らせいたします。

CONTENTS

子ども・子育て支援金制度の開始について	2
大腸がん検診(便潜血検査)2回法に変更について	2
ウォーキング大会 開催方法の見直しについて	2
マイナ保険証の電子証明書の有効期限について	2

慶應義塾健康保険組合

<https://www.kenpo.keio.ac.jp/>





健康保険組合からの お知らせ

慶應義塾健康保険組合 Web ページ

(<https://www.kenpo.keio.ac.jp/>) をご覧ください。

健康保険の仕組みや最新情報の閲覧をはじめ、各種申請や申請書類のダウンロードなどにご利用いただけます。当健保組合加入者専用ページをご覧ください際に必要なIDとパスワードはiBss (https://www.kenpo.keio.ac.jp/contents/06iryohi/tsuchi_ibss.html) でご確認ください。

子ども・子育て支援金制度の開始について

2026年4月分の保険料より、「子ども・子育て支援金」の徴収が開始されます。この制度は、社会連帯の理念に基づき、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体で支える新しい仕組みです。支援金は国の「こども未来戦略 加速化プラン」の財源として活用され、妊婦への支援給付、出生後休業支援給付率の引き上げ、育児時短就業給付などの施策に充てられます。



健保組合は国の代わりに徴収・納付を行います。支援金を健保組合の保険給付等に使用することはできません。

2026年5月支給分から、給与明細等に「子ども・子育て支援金」という項目が追加されます。また、任意継続被保険者、特例退職被保険者、二以上事業所勤務者の非選択事業所への納入告知書(請求書)には、一般保険料・介護保険料に続く第3の費目として記載されます。

負担率は2026年度から段階的に引き上げられ、2028年度には約0.4%程度になる見込みです。賞与からも別途徴収され、事業主と被保険者で原則折半となります(任継、特退は全額自己負担)。

大腸がん検診(便潜血検査) 2回法に変更について

2026年度から、大腸がん検診は2回法になります。大腸がん検診は、便に血液が混じっていないかを調べることで、大腸がんやポリープなどの異常を早期に発見する検査です。大腸がんがあっても毎日出血するとは限らないので、2日分の便を検査することで検出率を高めることができます。大腸がん検診は、満35歳以上を対象とし、在職者は希望者に検査キットをお届けします(申込みは8月と10月の年2回)。在職者の配偶者・特例退職被保険者の方には郵送にて検査キットを送付します。



ウォーキング大会 開催方法の見直しについて

2026年度から、開催回数を年1回(10月のみ)とします。また、設定された歩数目標を達成し、アンケートにご回答いただいた方への賞品は「完歩賞」のみとし、参加賞は廃止いたします。さらに、完歩賞の内容についても変更を検討しています。

マイナ保険証の電子証明書の有効期限について

マイナ保険証には、マイナンバーカードの有効期限とは別に、電子証明書の有効期限があり、マイナンバーカードの表面に記載されていますのでご確認ください。

電子証明書の更新をしなかった場合、有効期限満了から3ヵ月を経過すると、マイナ保険証を使用できなくなります。有効期限の2~3ヵ月前を目処に、国から有効期限通知書が送付されますので、お住まいの市区町村窓口で、お早めに更新手続きをお願いします。

なお、電子証明書の有効期限が過ぎてから3ヵ月が超過しマイナ保険証を利用できなくなった方で、資格確認書(短期・紙)の交付を希望される場合は、申請書をご提出いただく必要があります。



発行時の年齢	マイナンバーカード自体の有効期限	電子証明書の有効期限
18歳以上(成人)	発行日から10回目の誕生日	発行日から5回目の誕生日
18歳未満(未成年)	発行日から5回目の誕生日	発行日から5回目の誕生日